

◎産業獣医師・畜産農家におけるポジティブリスト制度への対応（ポイント）

食品衛生法に基づき、平成18年5月29日から『**ポジティブリスト制度**』が導入されました。動物用医薬品の使用および飼料の給与にあたっては、休薬期間・使用禁止期間が大きく変わりましたので十分注意してください。

～ 食品衛生法違反にならぬよう注意すべきポイント ～

- 1 動物用医薬品の添付文書（最新情報であることの確認）を読み、適正に使用する。
- 2 要指示医薬品では、獣医師は、用法・用量・休薬期間・使用禁止期間を確認・遵守し、畜産農家は、獣医師の指示に基づき適正使用する。
- 3 獣医師は、治療動物の記録の保管と出荷制限期間などを指示する。
- 4 畜産農家は、投薬中・投薬後の家畜・畜舎を識別できるようにする。また、出荷時は、その家畜・牛乳・卵など生産した家畜の治療歴を確認する。
- 5 問題が発生した場合、保管した書類・記録が重要な資料となるので、獣医師は、各指示書などを、畜産農家は、飼料の購入伝票・給与記録、自給飼料への農薬散布記録、動物用医薬品の購入・使用記録、獣医師からの指示書などを整理して保管する。

◎牛海綿状脳症（BSE）検査状況について

年度別BSE検査（サーベイランス）状況

平成	厚生労働省（食用牛検査：と畜場）		農林水産省（24ヵ月齢以上死亡牛全頭検査）		栃木県
	実施頭数（陽性頭数）		実施頭数（陽性頭数）		
13	523,591	(3)	1,095	(0)	
14	1,253,811	(4)	4,315	(0)	
15	1,252,630	(3)	48,416	(1)	4,799
16	1,265,631	(3)	98,656	(2)	4,348
17	1,232,250	(5)	95,310	(3)	4,193
18	209,209	(1)	—	(2)	654
計	5,737,124	(19)	247,792	(8)	13,994
	(H18. 6. 3 現在)		(H18. 3. 31 現在)		(H18. 6. 12 現在)

厚生労働省 H13. 10. 18～H17. 7. 31：全頭検査 H17. 8. 1～：24ヵ月齢以上全頭検査

国内のBSE検査における**陽性牛の摘発は、27頭**（平成18年6月9日現在）になりました。これを出生年別にみると、平成8年生まれ12頭、平成12年9頭、平成11年2頭、平成4・7・13・14年各1頭となりました。また、畜種・用途別では、ホルスタイン種の搾乳牛24頭、肥育牛2頭、黒毛和種の繁殖・肥育牛1頭でした。

BSE陽性牛として現在までに摘発されたものは、**平成8又は12年生まれの搾乳牛**として飼養された**ホルスタイン種**に多い傾向が認められています。

◎動物・畜産物の輸入における検疫状況

平成15～17年度における動物・畜産物の輸入検疫数量

(平成18年度全国家畜衛生主任者会議資料から抜粋)

動物・畜産物	H15年度	H16年度	H17年度
牛(頭)	23,168	21,055	25,501
豚(頭)	158	180	241
綿羊(頭)	2	35	59
山羊(頭)	-	6	13
馬(頭)	4,200	5,476	5,493
ウサギ(頭)	10,662	29,901	14,086
ガチョウ(羽)	15	-	30
初生ひな鶏(羽)	1,014,788	1,190,941	1,020,656
他の初生ひな(羽)	3,128	2,446	2,383
ミツバチ(群)	8,161	15,424	15,822
精液(アンプル)	516,032	610,440	659,355
受精卵(個)	1,780	2,747	2,656
犬(頭)	16,892	14,364	8,307
猫(頭)	2,457	2,606	1,636
キツネ(頭)	36	46	2
スカンク(頭)	-	16	-
サル(頭)	3,821	6,590	5,915
指定外の動物*	245,933	102,150	110,110

輸入動物の届出制度が、平成17年9月1日から始まりました。

<概要>

感染症法に基づき、動物から人へと感染する動物由来感染症の国内への侵入を防ぐため、届出制度が導入されました。

[届出対象動物]

- ・齧歯目：ハムスター、モルモット、リス、チンチン など
 - ・うさぎ目：キウギ
 - ・その他の哺乳類：フェレットなど
 - ・鳥類：インコ、オウム、文鳥、鳩など
- (左表の動物検疫所が実施している検疫以外で、ペットを含む上記の動物などが対象です。詳しくは厚生労働省検疫所のホームページをご覧ください。)

* 家畜伝染病予防法第40条第2項に基づく検査を実施

◎暑熱対策について

毎年のことですが、本格的な夏を前に、家畜の暑熱対策をしておくことが重要です。基本的な対策を以下に示しましたので、参考にいただき、早め、早めに各農場で取り組むようにしましょう。

- 新鮮な水を常に**十分飲水**できるようにする。
- 畜舎の窓・戸を開放し、**換気・通気**を良くする。
- 換気扇・扇風機・ポリダクトなどによる送風・通風、畜体への散水・ミストなどにより、家畜の**体感温度を下げる**。
- 良質の飼料・主要なミネラルを与え、家畜の**健康維持**に努める。
- ヨシズや寒冷紗で畜舎やパドックなどへの**直射日光を遮る**。
- **密飼いを避ける**。
- 行動を良く観察し、**異常畜の早期発見・早期治療**に努める。
- その他(豚関係)
 - ・母豚のボディコンディションは適正か?
 - ・雄豚に対する栄養面の強化と精液チェック

栃木県 県央家畜保健衛生所 ◇ 〒321-0905 宇都宮市平出工業団地6-8
 ◇ TEL 028-689-1200 ◇ FAX 028-689-1279
 ◇ E-mail: kenou-khe@pref.tochigi.jp

～ 本県央家保だより及び過去の家保だよりなどは、～

栃木県ホームページ内の「とちぎアグリネット」バナーをクリックし、「地域情報・出先機関」→「県央家畜保健衛生所」→「家畜衛生情報」をご覧ください。